

国民優生法

昭和15年

本法は悪質なる遺伝性疾患の素質を有する者の増加を防遏するとともに

健全なる素質を有する者の増加を図り以て国民素質の向上を期することを目的とす

故なく生殖を不能ならしむる手術又は放射線照射は之を行うことを得ず

優生保護法

昭和23年

この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに

母性の生命健康を保護することを目的とする

何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、優生手術を行つてはならない。

母体保護法

平成8年

この法律は、不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により、母性の生命健康を保護することを目的とする

何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行つてはならない。

目的

禁止

要件

国民優生法

昭和15年

左の各号の一に該当する疾患に罹れる者は、其の子又は孫医学的経験上同一の疾患に罹る恐れ特に著しきときは、本法により優生手術を受くることを得
(略)

配偶者を有するときは配偶者の同意を、30歳に達せざるとき又は心神耗弱者なるときは其の家に在る父母の同意を得ることを要す

優生保護法

昭和23年

左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに**配偶者があるときはその同意**を得て、任意に、優生手術を行うことができる
(略)

①本人又は配偶者が遺伝性精神変質症、遺伝性病的人格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの
(略)

④妊娠又は分娩が、**母体の生命に危険を及ぼす虞れ**のあるもの

⑤現に数人の子を有し、**且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れ**のあるもの

母体保護法

平成8年

次の各号の一に該当する者に対して、本人の同意及び**配偶者があるときはその同意**を得て、不妊手術を行うことができる
(略)

①**妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの**

②**現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの**